

インド GST における仕入額控除と GST 登録申告について

表1 仕入税額控除適用順序(CGST 法第 49 条(5))

クレジットタイプ	適用順序		
	1	2	3
IGST	IGST	CGST	SGST/UTGST
CGST	CGST	IGST	
SGST	SGST	IGST	
UTGST	UTGST	IGST	

表2 申告書記載項目と期限

申告	内容・対象	期限	対象者
GSTR 1	対外供給品の月次／四半期 明細書 課税期間に行われた商品販 売およびサービス提供	月次申告の場合は当該課税 期間の翌月 11 日まで 四半期ごとに申告する場 合は四半期終了日の翌月 13 日 ※前会計年度の売上高が 5,000 万ルピーを超える場 合(または当会計年度に登 録され、売上高が 5,000 万 ルピーを超える見込みの場 合)、四半期申告を選択可 能	すべての通常の登録納 税者
GSTR 3B	簡易月次申告書(GSTR3 の 代わりに提出) 売上高、ITC 請求額、純支払 税額の概要	月次申告の場合は翌月 20 日まで 四半期申告の場合は申告に 係る四半期の翌月 22 日と 24 日	すべての通常の納税者
GST	四半期申告 - 簡易課税	各四半期の翌月 18 日まで	簡易課税措置を選定し

CMP-08	措置を選定した納税者の場合 [2017年 中央物品サービス税規則 規則 62 CGST Rules, 2017 Rule 62(1)(i)]		た納税者
GSTR 4	年次申告 - 簡易課税 措置を選定した納税者の場合[2017年 中央物品サービス税規則 規則 62 CGST Rules, 2017 Rule 62(1)(ii)]	翌課税年度の4月30日まで	簡易課税措置を選定した納税者 なお、GST 法第 10 条に基づき、州をまたがる対外供給を行う者または非居住者は、簡易課税措置に登録する資格を有しない。
GSTR 5	非居住納税者が登録を取得した期間に対して提出する申告書	翌月 13 日まで(または事業終了後 7 日以内まで) 登録有効期間が 1 ヶ月未満の場合は登録失効日から 7 日以内	非居住納税者
GSTR 6	仕入サービスの提供者 (Input Service Distributor: ISD) による月次申告書	翌月 13 日まで	ISD として登録された仕入サービスの提供者
GSTR 7	源泉徴収税に係る申告書	翌月 10 日まで	対内供給に対する仕入先への支払時に税額控除を行う者 政府機関、地方自治体等
GSTR 8	電子商取引運営者による資産の譲渡およびサービス提供に係る申告書	翌月 10 日まで	電子商取引運営者
GSTR 9	年次申告書 仕入、売上、仕入税額控除、還付請求等	翌課税年度の 12 月 31 日まで	すべての通常の納税者
GSTR 10	最終申告書 GST 登録抹消が有効となる日の前日における納税者が保有	GST 登録取消日または当局からの登録取消命令日のいずれか遅い日から 3 カ月	GST 登録取消申請をした GST 登録者

	株式の明細書	以内	
--	--------	----	--